

東日本大震災により被災した被保険者等に係る介護保険料の減免基準の一部を改正する基準

東日本大震災により被災した被保険者等に係る介護保険料の減免基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2 実施内容 (1) 減免の対象となる被保険者 ア・イ [略] ウ <u>令和5年4月2日以降の令和5年度中</u> に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の上位所得層の第1号被保険者。 (注1) 被保険者個人の合計所得金額(※1)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額)(※2)633万円以上を基準とする。 ※1 [略] ※2 具体的には、以下の(1)～(8)となる。 (1) <u>収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)</u> (2)～(5) [略] (6) 特定の土地(<u>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間</u>)に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大) (7) 令和2年7月1日から令和 <u>7</u> 年12	2 [同左] (1) [同左] ア・イ [同左] ウ <u>令和4年度及び令和5年4月1日</u> に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の上位所得層の第1号被保険者 (注1) [同左] ※1 [同左] ※2 [同左] (1) <u>収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)</u> (2)～(5) [同左] (6) 特定の土地(<u>平成21年及び平成22年</u> に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大) (7) 令和2年7月1日から令和 <u>4</u> 年12

月 31 日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の 100 万円（最大） (8) [略] (注 2) 以下の区域等をいう。 (a) ～ (e) [略] (f) <u>令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）</u> <u>(g) 令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）</u> (2) [略] (3) 減免額 ア [略] イ 第 2 項第 1 号ウの被保険者 令和 6 年 4 月分から 9 月分までに相当する保険料額について免除する。 (4) [略] 3 適用年月日 令和 6 年 4 月 1 日	月 31 日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の 100 万円（最大） (8) [同左] (注 2) [同左] (a) ～ (e) [同左] (f) <u>令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）</u> [新設] (2) [同左] (3) [同左] ア [同左] イ 第 2 項第 1 号ウの被保険者 令和 5 年 4 月分から 9 月分までに相当する保険料額について免除する。 (4) [同左] 3 適用年月日 令和 5 年 4 月 1 日
備考 表中の [] 中の記載は注記である。	